

た。幕開けとなつたのは、91年に発覚した茨城カントリークラブ事件。会員限定数をはるかに超える会員を集め、1000億円を調達しておきながらゴルフ場造成ならず、資金流用や乱脈経営で破産に至つた事件だ。これを機に、ゴルフビジネスの仕組み自体に疑惑の目が向けられるようになり、以降も、収支悪化でゴルフ場経営会社が突然倒産するということが相次いだ。

バブル経済の時代に高値で売り出されたゴルフ会員権が、崩壊後、もの見事に泡沫と化した。会員入会時に「預け入れた」預託金の償還時期に入ると、会員たちは「金を返せ」と殺到し、いざこざが噴出。返せない預託金と銀行債務に行き詰まつたゴルフ場が次々と潰れていった時代です。当時は「無政府状態」でしたから、会員は法的な保護をされず、預託金を巻き上げられ、さらにはプレー権をも失うといった事態に見舞われていたのです。

僕が最初に突っ込んでいたのは東相模ゴルフクラブの事件。会員たちに突然、破産と競売の知らせが届いたのは92年でした。怒りのなか、競売停止の運動に立ち上がった人たちと共に、会員たった僕も闘いの最前線に。会員2000名以上を組織し、根抵当権を行使した金融機関に対して競売停止を訴え続けた。守りたかったのはプレー

権です。その抗議活動を世に問うため、数百人で行つた街頭デモは、NHKが1日に3回全国ネットで放送する一大ニュースとなり、大きな反響を呼んだのです。やっぱり影響力が強いですね。この映像はその後、全国の大手金融機関に對して、ゴルフ場の競売をさせない原動力となりました。

7年間にわたる長い闘いでしたが、結果、破産にもかかわらず、プレー権を確保したまま最終的解決を迎えることができた。そして健全なゴルフ場に再生した。当時としては非常に珍しいケースです。会員の情熱と強い結束があつてのこと。「最後の最後まであきらめない」「結束を最大の武器にする」という僕の闘い方の原点でもあります。

端的な話、「償還約束があつても、返さなくていい場合もある」という理論なので、当初、周囲からは「そんな感情論がとおるわけがない」と言われたものです。でも実際には、条文を中心主義で積み重ねられてきた判決のなかにも、信義則に則った判例はたくさんある。そこに志があるのなら、「条文や形式は疑え」ですよ。僕たちは、難局を乗り切るために、法的整理(倒産)なしでゴルフ場を再生できるよう、ゴルフ場勝訴判決を20件取つてきました。

一方、民事再生法ができるまで、還請求を制約するというものが、追つて民事再生法が施行されたことで主流にはならなかつたが、新理論が、預託金問題に対する法曹界の意識変革につながつたことは確かである。

## ハゲタ力舞い踊る ゴルフ場の再建問題。 その解決に挑む日々

西村はゴルフ場問題をテーマに闘う

スペシャリストとして、数々の事件を扱うようになる。90年代半ばには、預託金問題について「新理論」を提唱。倒産を防ぎ、プレー権を守りながらゴルフ場を再生させるために、預託金返還請求を制約するというのだ。追つて民事再生法が施行されたことで主流にはならなかつたが、新理論が、預託金問題に対する法曹界の意識変革につながつたことは確かである。



40歳からゴルフを始める。57歳で、ニューセントアンドリュースゴルフクラブ・ジャパンのクラブチャンピオンに。同じ年のメンバーで元オフコースの小田和正氏が、優勝写真にコメントとサインを書いてくれた。



1973年9月、司法試験に合格。司法修習は京都を選択した。司法修習修了後、明舟法律事務所で半年勤務し、河合・竹内法律事務所(現さくら共同法律事務所)に入所



50歳を過ぎてから、世界のゴルフコースを巡る旅に出始めた。ビバリーヒルズの近くに位置するリエラCCで、在り日のコロンボ刑事(ピーター・フォーク氏)と出会った

